

防火管理者が必要な防火対象物

防火管理者が必要な建物では、建物所有者及びすべてのテナントで防火管理者の選任が必要です。

①～⑤は消防法第8条、⑥～⑨は火災予防条例第81条に基づきます。

①	火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等（消防法施行令別表第一（6）項口に掲げる防火対象物の用途）を含む防火対象物のうち、防火対象物全体の収容人員が10人以上のもの
②	劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする用途（特定用途）がある防火対象物を「特定用途の防火対象物」といい、そのうち、防火対象物全体の収容人員が30人以上のもの（前①を除く。）
③	共同住宅・学校・工場・倉庫・事務所などの用途（非特定用途）のみがある防火対象物を「非特定用途の防火対象物」といい、そのうち、防火対象物全体の収容人員が50人以上のもの
④	新築工事中の建築物で収容人員が50人以上のもののうち、総務省令で定めるもの
⑤	建造中の旅客船で収容人員が50人以上のもののうち、総務省令で定めるもの
⑥	同一敷地内の屋外タンク貯蔵所又は屋内貯蔵所で、その貯蔵する危険物の数量の合計が指定数量の1,000倍以上のもの
⑦	指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物で、床面積の合計が1,500m ² 以上のもの
⑧	50台以上の車両を収容する屋内駐車場
⑨	車両の停車場のうち、地階に乗降場を有するもの

※上記の①～③は、次の用途・規模により、甲種防火管理者又は乙種防火管理者の資格が必要です。

④～⑨は甲種防火管理者の資格が必要です。